

栃市高第844号
令和7年3月28日

事業所 各位

栃木市長 大川 秀子
(公印省略)

第三者行為求償について（通知）

～交通事故等により介護保険サービスを利用する場合について～

平素は、本市の介護保険運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件について、別紙のとおり周知いたしますので、被保険者から交通事故等の相談を受けた場合には、本市高齢介護課介護保険係まで連絡等のご協力をお願いいたします。

〒328-8686

栃木市万町9番25号

栃木市 保健福祉部

高齢介護課 介護保険係

TEL : 0282-21-2251・2252

FAX : 0282-21-2670

Mail : kaigo@city.tochigi.lg.jp

■交通事故等により介護保険サービスを利用する場合について(第三者行為求償)

第三者行為求償とは

65歳以上の介護保険被保険者の方は、交通事故等の第三者行為により介護が必要になった場合でも、介護保険を使ってサービスを受けることができます。

介護保険サービスの利用は、原則、1割、2割又は3割分を利用者が負担し、残りの9割、8割又は7割を介護保険の保険給付で負担しますが、交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になった場合や、介護の必要度が重度化し介護サービスを利用した場合は、その費用を加害者である第三者が負担することになります。

その際、利用者負担分である1割から3割分は、被保険者ご自身が直接加害者に請求していただくこととなりますが、被保険者(被害者)が利用した介護サービス費の保険給付相当額である9割から7割分は、介護保険で栃木市が一時的に立て替えたあとで、介護保険法第21条に基づいて加害者に請求することになります。

この場合、被保険者が第三者(加害者)に対して有する損害賠償請求権を保険者である栃木市が代位取得し、加害者に請求することになります。

示談を行った場合その内容によっては、加害者への損害賠償請求ができない場合や示談金から保険給付分を支払っていただく場合があります。示談を行う前に高齢介護課へご相談ください。

このように、第三者が起こした行為が原因で保険者が受けた損害を補填するために第三者へ請求(求償)する行為を「第三者行為求償」と言います。

また、保険者である栃木市が加害者に対して有する損害賠償請求権に係る損害賠償金の徴収、収納事務は、栃木県国民健康保険団体連合会へ委任しています。

届出について ~介護保険サービスを受ける方は連絡を~

平成28年4月1日から第三者行為により介護保険給付を受ける第1号被保険者(被害者)は、保険者(栃木市)への届出が義務となりました。交通事故等の第三者行為により介護の認定申請、区分変更申請を行う際は、高齢介護課の窓口(各地域包括支援センターを含む)や認定調査員等へその旨お知らせください。

なお、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は、交通事故等の第三者行為により介護が必要となっても、介護保険の利用はできません。第2号被保険者は、介護保険の対象となる特定疾病(16種類)により、介護が必要となった場合のみ、介護保険を利用してサービスが受けられます。

参考：介護保険最新情報 Vol. 540 「第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について」

参考：介護保険最新情報 Vol. 541 「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るQ&Aの改正について」

必要書類について

栃木市が加害者へ第三者行為による求償を行うために必要な書類です。

医療保険で第三者行為の手続を行っている場合は、一部書類を省略することができますので、ご相談ください。

※医療保険を利用するために『第三者行為による傷病届』を提出していない場合には、『第三者行為による傷病届』を高齡介護課あて提出しないと介護保険を利用してサービスを受けることができません。

【交通事故の場合】

No.	書類名称
1	事故発生状況報告書 ※事故の発生場所や発生した時の状況を記載していただきます。
2	第三者行為による傷病届 ※加害者（相手方）の状況等について不明な場合は、相手方の保険会社にお問い合わせください。
3	交通事故証明書（自動車安全運転センター発行） ※既に保険会社が持っている場合があります。 その場合は、保険会社が持っている証明書のコピーでも可能です。
4	同意書 ※被害者（被保険者）が有する損害賠償請求権のうち、栃木市が負担した介護給付費の請求権は栃木市が代位取得すること及び栃木市が求償を行う際に必要な情報提供について同意をいただくものです。
5	人身事故証明書入手不能理由書 ※交通事故証明書が「物件事故」及び当事者欄に被害者（被保険者）の氏名がない場合に必要となります。

※必要書類の提出については、個別案件ごとに高齡介護課からご連絡いたします。

問合せ先

〒328-8686

栃木市万町9番25号（本庁舎2階：2A-2番窓口）

栃木市 保健福祉部 高齡介護課 介護保険係

TEL : 0282-21-2251・2252

FAX : 0282-21-2670

Mail : kaigo@cty.tochigi.lg.jp